

公募型プロポーザルに関する公告説明文

公募型プロポーザル方式に基づく令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第23条に係る県民意識醸成に向けた広報動画制作業務委託について、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6
茨城県農林水産部農業政策課 戦略推進グループ
電話 029-301-3828 F A X 029-301-3847

2 業務の内容等

(1) 委託業務の名称

令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた広報動画制作業務委託

(2) 業務の内容

別紙 1 「令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた広報動画制作業務委託仕様書」による。

(3) 委託期間

委託契約の日から令和 9 年 1 月 15 日（金曜日）まで

(4) 見積限度額

1,653,300 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく入札参加資格があること。
- (5) 業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (7) 令和 8 年 6 月末日時点において、過去 5 年以内に自治体から受託した動画制作の実績があること。

4 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記 (2) の評価基準により審査（プレゼンテーションは実施しない）を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

①入札参加資格	入札参加資格があるか
②理解度	業務の趣旨を理解し、目的の達成が期待できるか
③実施体制	業務遂行に必要な体制が確保されているか
④実施計画	業務遂行に向け、適切な実施計画が作成されているか
⑤提案内容の評価	・ 明確なコンセプトによる企画提案となっているか ・ 提案内容に具体性、妥当性を伴っているか ・ 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識が醸成されるような構成になっているか ・ ターゲットが内容を理解できるような工夫が考えられているか ・ ホームページや SNS で見やすい工夫がされているか
⑥業務実績等	・ 過去の同種または類似業務の実績

5 企画提案手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6
茨城県農林水産部農業政策課 戦略推進グループ
電話 029-301-3828 F A X 029-301-3847

(2) 説明書の交付方法

ア 交付期間

令和8年8月10日(月)から令和8年8月24日(月)までの午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く)。

ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 交付場所

入札情報サービス及び農業政策課ホームページからダウンロードすることができるほか、
(1)において直接交付する。

(3) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

令和8年8月10日(月)から令和8年8月17日(月)まで、の午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで、担当部局へのF A Xにて受け付ける。

なお、F A Xにより質疑を提出したときは、電話で受信の確認をすること。

イ 質問の回答

令和8年8月19日(水)までにF A Xにて当課より質問の回答を行う。

6 企画提案書の提出期限等

(1) 提出物

ア 企画提案提出書(様式第1号)

イ 資格要件に関する申立書(様式第2号)

ウ 企画提案書(様式は任意だが、A4用紙2枚~4枚にまとめること)

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

提案項目	提案事項
1 業務の基本方針	業務の目的・内容の理解、実施方針
2 実施体制	業務を遂行する人員体制
3 構成（案）	動画の具体的な構成案
4 撮影・編集計画	撮影の日数、業務スケジュール、編集のポイントなど
5 業務実績	過去の同種または類似業務の実績 視聴できる場合、URL や QR コードを記載すること

※審査の公平を期すため、企画提案書の副本すべてに、参加者の名称を記入せず、A、Bなどの表記とすること。実施体制、体系図等には参加者名を「当社」等と記載し、法人等名は記載しないこと。

エ 見積書

オ 企業概要

（2）提出部数

（1）提出物のア、イ、エ及びオについては、1部提出すること。ウについては左上のホチキス止めとしてまとめ、無記名の副本（企業等名部分を隠したもの）を6部、企業等名を記載した正本を1部提出すること（カバー等は取り付けない）。

（3）提出期限

令和8年8月25日（火） ※午後5時必着

（4）提出場所及び方法

5（1）へ持参又は郵送（送付記録が残るものに限る）する。

7 プレゼンテーション

実施しない

8 業務委託の方法

県は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める随意契約の手続により、業務受託者として決定した者から見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

なお、契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、あるいは業務受託者として決定された者が辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。

9 その他

（1）食と農を守るための条例第23条は、以下のURLに掲載されているため、参考とすること。

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/noseisaku/senryaku/shokutonou.html>

（2）企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

（3）プロポーザルの審査内容に関しては、一切公表しない。

（4）採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。

（5）企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

（6）委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

（7）契約書案は別添のとおり。

（8）書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（9）契約相手方に納付させる契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する契約の場合の契約保証金については、全額又は一部を免除する。

(様式第 1 号)

企 画 提 案 提 出 書

令和8年 月 日

茨城県知事 殿
(農林水産部農業政策課扱い)

所在地
商号又は名称
代表者職氏名印

印

この事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

1 業務名称

令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた広報動画制作業務委託

2 記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第 2 号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 8 年 月 日

茨城県知事 殿
(農林水産部農業政策課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印

印

茨城県が実施する、令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた広報動画制作業務委託の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 国税または地方税を滞納していない者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- 4 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 5 業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- 6 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- 7 令和 8 年 6 月末までにおいて、過去 5 年以内に自治体から受託した動画制作の実績があること。

(様式第 3 号)

質疑・回答書

名 称：

担当者名：

連 絡 先：

質 問 内 容

回 答 内 容